

小・中学校 警報等の発表時における安全確保について

四日市市立西朝明中学校

警報等発表時における本校の対応は、下記を基準とします。この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、状況と実情に応じて判断します。

ご家庭で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、ご家庭の周辺の状況、通学路の安全についても、何かあれば学校へのご連絡をお願いします。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時 刻	対 応	時 刻	対 応
7：00まで	自宅待機 (注1)	7：00まで	通常通り登校（注2） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる（注3）</div>
登 校 後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる (注4)	7：00を経過	臨時休校

（注1） 自宅待機の際、保護者が家庭にいないことが想定される場合は、最寄りの知人等に保護をお願いできるよう、あらかじめ頼んでおいてください。

（注2） 解除後も災害が著しい等、登校に危険のある場合は、臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとることがあります。

学校で生徒が待機をする場合、保護者への引き渡しをお願いすることがあります。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度5強以上の地震発生、噴火警報

に対する対応

時刻	対 応
登校前	臨時休校 ○登校はせず、ただちに命を守る行動をとる。

登校後	学校待機 ○身の安全を確保し必要な措置（ただちに命を守る行動）をとる 安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡します。
-----	--

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

- ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応(「1」「2」以外)

周辺地域の状況により、必要な措置をとります。

特に洪水浸水及び土砂災害については、学校周辺が危険な状況になることも想定されます。場合によっては、学校からの連絡が届かない可能性もありますので、登下校に関してご家庭でも十分注意をしていただきますよう、お願いします。

中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動（練習・練習試合）は原則中止。
なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとります。

2 朝練習

4 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

「すぐメール」等による保護者への連絡ができない可能性が高いことをお知りおきください。

授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されれば「すぐメール」により連絡します。

- ② 在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童生徒に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

周辺地域の被害状況の把握とともに、今後、予測される状況に応じて生徒の安全確保のための必要な措置をとります。下校させる場合には、必要に応じて保護者への引き渡しを行います。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。